

定額減税 説明会

参加
無料

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。給与を支払う事業者のみなさまは、6月以後最初に支払う給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

定額減税の内容や事務手続きについて八幡市商工会派遣税理士が説明します。

2日間にて開催

① 6月3日(月) 14:00～16:00

② 6月4日(火) 18:00～20:00

【開催内容】 ▶ 定額減税の概要

(対象となる人、給与の支払者の事務のあらまし 他)

▶ 定額減税の実施方法について

(月次減税・年調減税事務手順・源泉徴収票への提示 他)

▶ 質疑応答

【開催場所】 八幡市商工会館 2階

注意事項と予告

商工会の夏期源泉事務説明会にご参加予定の事業者のみなさまは、必ずご参加ください。

なお、夏期源泉事務説明会（個人事業者向け）は、7月1日(月)午後・7月2日(火)夜間に予定しています。

参加申込書 5月30日(木) までにFAXまたはメールにてお申込みください

参加希望日	<input type="checkbox"/> 6月3日(月)14:00～16:00 ・ <input type="checkbox"/> 6月4日(火)18:00～20:00			
事業所名			参加者氏名	
電話番号			FAX番号	
ご質問等				

八幡市商工会 FAX: 075-981-8556 TEL: 075-981-0234
担当: 平岡・和田 メール: y-hiraoka@kyoto-fsci.or.jp